

第 6430 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 4月30日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="https://www.zeirishi-miwa.co.jp">https://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>
-----	--

## ♠ マイカー通勤者の通勤手当の非課税限度額

**Q** : 新型コロナの感染を防ぐため、一部の社員をマイカー通勤にしました。通勤手当の非課税限度額はどのようになっていますか？

**A** : 次のようになっています。

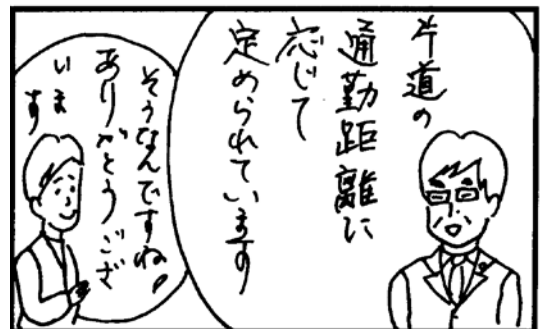
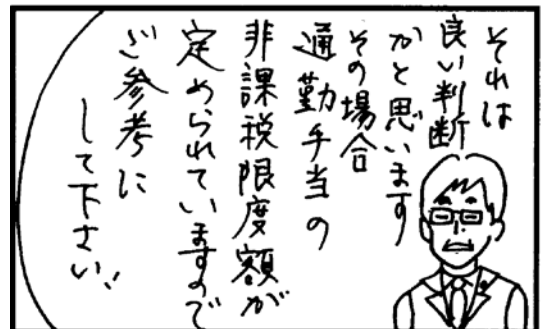
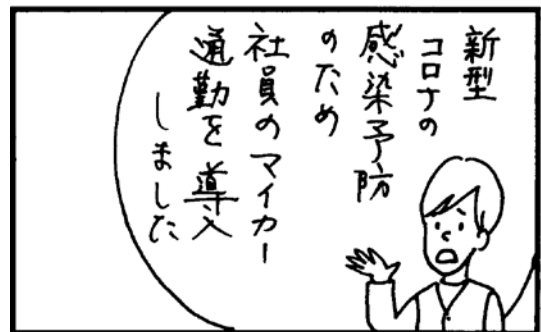
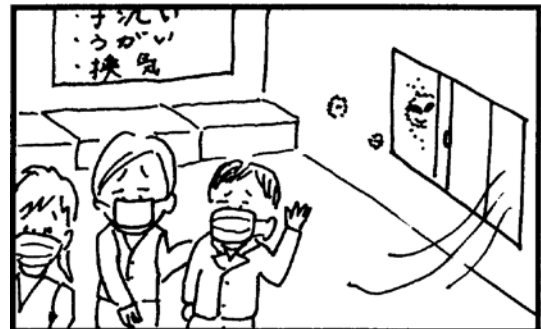
### 【解説】

マイカー通勤や自転車通勤している人の通勤手当の1ヶ月の非課税限度額は、片道の通勤距離に応じて次のように定められています。

- ① 2km未満の場合・・・全額課税
- ② 2km以上10km未満の場合・・・4,200円
- ③ 10km以上15km未満の場合・・・7,100円
- ④ 15km以上25km未満の場合・・・12,900円
- ⑤ 25km以上35km未満の場合・・・18,700円
- ⑥ 35km以上45km未満の場合・・・24,400円
- ⑦ 45km以上55km未満の場合・・・28,000円
- ⑧ 55km以上の場合・・・31,600円

(注) マイカーや自転車などの交通用具と交通機関を利用して通勤している場合は、上記の金額と1か月当たりの合理的な運賃等の合計額が非課税限度額になります。ただし、150,000円が限度となります。

なお、1か月当たりの非課税となる限度額を超えて通勤手当を支給する場合には、超える部分の金額が給与として課税されます。そして、この超える部分の金額は、通勤手当を支給した月の給与の額に上乗せして所得税の源泉徴収を行います。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】